

2017年4月26日

株式会社 I-ne  
代表取締役 大西 洋平 殿

適格消費者団体  
認定 NPO 法人  
代表理事理事長  
消費者機構日本  
和田 壽昭

## 申入書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている認定 NPO 法人です。また、消費者契約法第 13 条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のリーフレットをご覧ください。

当機構に対し、貴社の販売されている「BOTANIST シャンプー&トリートメント」という名称の製品（頭髪洗浄剤）の表示・広告内容について情報提供がありました。

この提供情報を踏まえ、当機構では、当該商品上の宣伝シールと詰め替え用パッケージの表示内容について検討した結果、これら表示内容のうちのそれぞれ 1 箇所問題点（優良誤認表示の可能性）があるとの結論に達しました。

そこで、当機構は貴社に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」と言う。）第 30 条 1 項 1 号に基づき、下記のとおり申入れを行います。

つきましては、本申入れに対する貴社の文書による御回答を 2017 年 5 月 31 日（水）までに当機構にお送りください。

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴社のご回答の有無・内容等を当機構のホームページ等に公表します。また、当機構は消費者契約法第 23 条 4 項に基づき、申入れの内容と結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第 39 条に則り公表を行う場合があります。

## 記

### 1. 申入れの趣旨

1. 当機構において問題があると考えている貴社の表示内容（以下「本件表示」）は以下のとおりです。

《製品の容器に貼付されている宣伝シール上の表記》及び《詰め替え用パッケージ上の表記》

- ・「天然植物由来成分 90%以上」と目立つ大きな文字ポイントで表示。
- ・その下に極小の文字ポイントの注釈で、「90%以上を植物由来成分とクリーンな水で構成」と表示。

2. 上記の表示内容（以下「本件表示」と言う。）は、「BOTANIST」シャンプー・リンス（以下「本件商品」と言う。）の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して同種若しくは類似の商品（シャンプー・リンス）を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であると評価されます。
3. よって、本件表示は、景品表示法第 30 条 1 項 1 号に定める優良誤認表示に該当すると考えられますので、改善を求めます。

## II. 申入れの理由

### 1. 「優良誤認表示」の意義について

- (1) 景品表示法第 30 条 1 項 1 号の「優良誤認表示」とは、商品・役務等につき実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすることと規定されています。
- (2) 「著しく優良であると誤認される表示」とは、「当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される限度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合」（消費者庁・不実証広告ガイドライン）であり、当該商品等についてかかる虚偽・誇大な広告内容が存在しなければ、平均的な判断能力を有する消費者であれば当該商品等を選択しない可能性があるという程度に自主的・合理的な選択の判断に影響する事柄であることを意味します。
- (3) 当機構としては、申入れの趣旨において特定した上記の本件表示は、この優良誤認表示に該当する事柄であると評価しています。以下、理由を述べます。

### 2. 「天然植物由来成分 90%以上」について

- (1) 「天然植物由来成分 90%以上」との表示ですが、この部分の表示は、一般消費者に対して、本件商品には、「天然植物由来」の成分が非常に多量・高濃度に配合されているとの誤認を与える可能性があります。貴社としては、「90%以上を植物由来成分とクリーンな水で構成」との注意書きがあるので誤認の可能性は無いと仰るのかもしれませんが、その文字ポイントは非常に小さく目に入りにくくなっており、「天然植物由来成分 90%以上」との非常に大きな文字ポイントによる表示だけが目に入ることとなりますので、表示全体と

して見れば、一般消費者を誤認させる可能性が高いと言えます。

- (2) また、注意書きとして書かれている「90%以上を植物由来成分とクリーンな水で構成」については、その余の10%未満が植物由来成分とクリーンな水ではない成分であっても、植物由来成分と水の合計が90%以上であれば、表示内容として完全に虚偽事実は述べていないことになるとしても、他社の同種・類似商品と比較して「植物由来成分」がより多い割合で配合されているか否か、「90%」のうちの何%「植物由来成分」が配合されているのか、一般消費者は確認することができないため、上記表示は、一般消費者に対して、有効成分である「植物由来成分」が多量に配合されているとの印象を与える可能性があります。
- (3) 表示全体として一般消費者を誤解させ、他の同種製品を製造販売している同業他社よりも著しく優良であると一般消費者に誤認させる懸念があります。

### 3. 結 論

- (1) 以上の理由により、上記表示内容は、優良誤認表示に該当すると考えます。
- (2) 従って、不特定多数の一般消費者は、本件商品と同業他社の販売する同種・類似製品のいずれが自らに適しているかの合理的選択の機会を奪われていると言えます。
- (3) よって、上記表示について、速やかに削除を求めます。

以上

#### 【添付資料】

資料1… 製品宣伝シールの写し。

資料2… 詰め替え用パッケージの写し。

＜本件に関する問合せ・回答の送付先＞ 〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階（担当：横地・磯辺） TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077
--

